保安林指定の解除(長門市)

口

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正

山

○公安委規程

公公告

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出

○告示

目

次

#### 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程…………七 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)…………………………………………七 県報の正誤(平成二十八年七月十九日山口県告示第二百二十六号) ………………………八 県報の正誤(平成二十七年十二月二十二日山口県規則第六十五号) ………………………八 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課)……………五 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………………五 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課) ...... (厚政課) ..... 平成 28 年 12月27日 (火曜日) 应

### 山口県告示第四百二十一号

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療

平成二十八年十二月二十七日

白鳩薬局	オダ薬局	浅海歯科医院	川口医院	むらた循環器内科	しんでんクリニック	防府市野島診療所	ニック 医療法人新生会小橋クリ	荒木皮膚科・眼科	北村クリニック	名医称	
〃 中津町二丁目二四番一一号	岩国市元町四丁目一番一五号	周南市平和通二丁目三七	二○ 大島郡周防大島町外入二二二八の	二山陽小野田市大字西高泊六七二の山	〃 大字新田五七七の三	防府市大字野島五四五の二	山口市小郡高砂町七番一〇号	〃 上野中町一番八号	宇部市松山町二丁目六番三二号	所 楼 関	山口県知事
"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成二	廃	村
"	"			九、三〇	10, 110	七、三一		"	平成二八、一〇、三一	上 年 月 日	岡嗣政

### 山口県告示第四百二十二号

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、 医療扶助の

平成二十八年十二月二十七日

防府市野島診療所	北村クリニック	名 医	
		称療	
防府市大	宇部市松	所	
府市大字野島六七十	山町二丁目	機在	
七九の一一	<u>六番三二</u> 号	関地	山口県知事
"	平成二	指	村
	八、	定	圌
八		年月	嗣
,		日	政

牛野谷ことり薬局 器内科医療法人和耀会むらた循環 山口県告示第四百二十三号 ド&おとな歯科ワハハキッズデンタルラン 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号) 次の病院を救急病院として認定した。 号岩国市牛野谷町三丁目三九番 周南市大字久米二八六七 二。山陽小野田市大字西高泊六七二の 二〇 大島郡周防大島町外入二三二八の 元町四丁目一番一五号 中津町二丁目二四番一一号 一八 " " " Ó Ó

第一条第一項の規定によ

平成二十八年十二月二十七日

Ш 口県知事 村 崗 嗣 政

地 平成三二、 認定が効力を有する期限 一、 三 二

"

大字江向四一三の一

萩市大字瓦町一

所

在

### 山口県告示第四百二十四号

安林の指定を次のとおり解除する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第二項の規定により、 保

平成二十八年十二月二十七日

山口県知事 村 岡 嗣

政

解除に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

#### 山口県告示第四百二十五号

四

安林を次のように指定する。 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二第一項の規定により、

保

平成二十八年十二月二十七日

山口県知事 村 岡

嗣

政

南側五五五の一、字大垰五五五の二、一三二七の一、字長浴五五七の一、五五七の まで、一三七六、一三七八、一三七九、字上黒岩一三八一、一三八二、一三八四、一 保一一三六の一、一一三六の二、字庵ノ浴奥一一五七、字北山一一六〇の一、一一六 七の二、字大津尻一八八、字楢尾上二三五、二三六、二三九、二四〇の一、二四一、 五、一六六、字瀬戸南平一六七、字紙屋一八二、一八四、一八六、一八七の一、一八 七の一、一五八、一五九の一、三一四二、字瀬戸一六〇、一六二、字瀬戸北平一六 五二、五八八、六〇三、六〇五の一、字河内神一五四、六三八、六三九、字流田一五 二、五五八、一七二三、一七二五、一七二七、 三八五、一三八六の二、一三八八、一三八九、字中黒岩一三八八、大字弥富下字及谷 ○の五から一一六○の一○まで、字奈良尾一一六○の二、字ごま田一一六三の一、一 三三七の二、一一五九、字迫戸六九七、六九八、七〇一から七〇三まで、一二六〇の 三二の一、一一三四の一、字下八保二七五の三、一一三七、字森田ケ宇つ二七八の 三一八、三一九、一一六二の一、字中庵ノ浴三三六の一、三三六の二、三三七の一、 三二九まで、一一五四、一一五五、字竹ノ浴尻八九、九〇、字庵ノ浴九二、 一一三〇の一、一一三一、字楢尾二四三、二四五、字柳原二五四、二五七の一、一一 一、一二七六の二、一二七七、字中ケ原一二七八の一、字黒岩一三七一から一三七四 一六四の一、字畑ケ迫一二三二、字梶屋敷一二七三の一、一二七四の一、一二七六の 一、八〇七の一、一二八四の一、字神速下八一五の一、八一六の一、八一七、字上八 一、字迫戸北七〇四から七〇六まで、一二六一から一二六四まで、字神速八〇三の 一、二八五の一、二八五の九、一一三八の一、一一四〇の一、字列河内三一二の一、 一、一三六の二、一二三〇の一、一六〇〇の一、字船ケ迫一三八、一四〇、 一、三四七の一、一一六一、字寺床九四、字河平九八、字馬取上一三五、一三六の 一、字津々ら河内八二、八六、字竹ノ浴八八、三二四の一、三二五の一、三二六から 一、五八○、五八一、五八二の二、五八四の二、五八六、字山根一四九、一五○、一 萩市大字鈴野川字名良尾七一、七二、七二の一、七二の二、字八保七四、 一七二九、一七三一、字及谷北側六二 一四四の 三四〇の

水源の涵養一指定の目的

二 指定施業要件

○ 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。 「コラの仕事の力を」

報

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 期齢以上のものとする。

次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

Щ

口

産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

### 山口県告示第四百二十六号

予定である旨の通知があった。二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する原法第森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成二十八年十二月二十七日

山口県知事 村 岡 嗣

政

山陽小野田市

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

八八八の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。) 山口市秋穂東字尾崎山村一八四の一、一八四の四、一八五・一八六・字東泉寺

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

こののは採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

### 山口県告示第四百二十七号

田都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、山陽小野

平成二十八年十二月二十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

施行者の名称

三

報

兀

都市計画事業の種類及び名称 山陽小野田都市計画下水道事業山陽小野田市公共下水道

事業施行期間

昭和四十六年十一月十九日から平成三十二年三月三十一日まで

野

三六五三 三六六三の八 三六六二の 三六六〇の 三六五九の

十一号

九号 八号 七号 六号 五号

小 野 波

波 瀬 瀬

一〇七八七

Щ

之

神

三五二五の 三五二五の 三六三四

西高泊、大字千崎、 松一丁目、叶松二丁目、赤崎一丁目、赤崎二丁目、赤崎三丁目、赤崎四丁目、波瀬一 出二丁目、 栄二丁目、 中央一丁目、中央二丁目、 台、厚狭一丁目、桜一丁目、桜二丁目、 丁目、大学通一丁目、 二丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、中川六丁目、栄町、高栄一丁目、 一丁目、住吉本町二丁目、千代町一丁目、千代町二丁目、稲荷町、中川一丁目、中川 山陽小野田市北竜王町、 柿の木坂二丁目、 大字津布田及び大字埴生 高栄三丁目、新生一丁目、新生二丁目、新生三丁目、日の出一丁目、日の 日の出三丁目、 大字有帆、 柿の木坂三丁目、 高千帆一丁目、高千帆二丁目、石井手一丁目、柿の木坂一丁 日の出四丁目、旭町一丁目、新沖一丁目、新沖三丁目、 南竜王町、 中央三丁目、中央四丁目、セメント町、平成町、 大字東須恵、 港町、 大字小野田、 **揥山一丁目、** 須恵一丁目、須恵二丁目、須恵三丁目 大字郡、 大字東高泊、 **揥山二丁目**、 大字鴨庄、 大字厚狭、 **揥山三丁目、共和** 大字丸河内、大字 住吉本町 大字山 叶 高

### 山口県告示第四百二十八号

口

県

部を次のように改正する。 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示 (昭和四十七年山口県告示第百十号)の

平成二十八年十二月二十七日

山

山口県知事 村 岡 嗣 政

野波瀬西地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

区域の範囲

号と十一号を市道小野波瀬北線西側境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域 |隅下字地蔵崎一○七七六の一及び一○七七六の二を除く。) 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱 (長門市

"	長	市
	門	
	市	名
"	三	大
	隅	字
	下	名
"	野	字
	波	
	瀬	名
三六三五	三六三六の一	地
		番
一号	一 号	標
		柱
		番
		号

山
П
県
告
示
第
匹
百
=
+
九
号
_

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第1 ||百一号| 第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

山口県知事
村
岡
嗣
政

下松市大字末武上字東樋口八六三の九	地名及び番地
四 五 五 、	(メートル)
三三・六平成二八、一四	(メートル) 指定年月日



### (五〇五) 国土調査の成果の認証

の成果を次のとおり認証しました。 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 国土調査

平成二十八年十二月二十七日

国土調査を行った者の名称等

山口県知事 村 岡 嗣 政

三号

県

П

(定期)

 //		21-	
宇	"	下	名行国
部		関	称 た 者
市		市	自宝 のを
平成二十八年二月十二日まで平成二十六年四月一日から	平成二十七年十二月二十一日まで平成二十六年四月一日から	平成二十七年十二月十七日まで平成二十六年四月一日から	国土調査を行った期間
宇部市地籍簿	11 11	下関市地籍簿	成果の名称
大字棯小野の一部	豊田町大字今出の一部	三丁目の各一部の当時に対している。この首町二丁目、彦島塩浜町四丁目、彦島塩浜町四丁目、河田、河田、河田、河田、河田、河田、河田、河田、河田、河田、河田、河田、河田、	国土調査を行った地域

認証年月日

平成二十八年十二月二十七日

(五〇六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

市から意見を聴きました。
二十八年八月九日山口県公告(三三三)に係る大規模小売店舗について次のとおり長門二十八年八月九日山口県公告(三三三)に係る大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

す。 山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供しま 当該意見は、平成二十八年十二月二十七日から平成二十九年一月二十七日までの間、

平成二十八年十二月二十七日

山

山口県知事 村 岡 嗣

政

大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ドラックコスモス長門市駅店

所在地 長門市東深川九四九の一

一 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五〇七) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

| の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」とい下 | 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項

の計画を次のとおり公表します。う。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後う。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後

平成二十八年十二月二十七日

山口県知事 村 岡

嗣

政

海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

#### 基本理念

- 用していくことが必要である。図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利めれ、本県海域においても同様な傾向を示している。今後とも水産業の発展を移しているが、低水準にとどまっている資源や資源水準が悪化している資源も見移しているが、低水準にとどまっている資源や資源水準が悪化しておおむね安定的に推入が国周辺水域における海洋生物資源は、近年全体としておおむね安定的に推
- 2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資2 に、海洋の発展と水産物の供給の安定を図る。
- 漁獲量及び漁獲努力量の管理
- な管理措置を講じる。 定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切日 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特
- について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。 2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量
- な指導及び監督を行う。
  3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要
- 資源管理指針・資源管理計画の推進

的かつ計画的な資源管理を図る。を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合を力容とする資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置

第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十

報

画に基づき、数量を変更することがある。 八年及び平成二十九年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただ まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、 国の基本計

せることなく、 れる第一種特定海洋生物資源については、 また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認めら 漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。 「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加さ

る数量は、 なお、まさば及びごまさばの平成二十九年七月から平成三十年六月までの期間に係 当該期間が開始する前までに定める。

とさばをドニ	ਹੈ ਹੈ	£ 50°	区
ŧ \$_ <b>.</b> <b>t</b>			分
平成二十八年七月から平成二十九年六月まで	平成二十九年一月から同年十二月まで	平成二十八年一月から同年十二月まで	期間
若干	回、〇〇〇トン	五、〇〇〇トン	数量
		平成二十八年七月から平成二十九年六月まで  平成二十九年一月から同年十二月まで	平成二十八年七月から平成二十九年六月まで平成二十八年一月から同年十二月まで

源 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、 の採捕の種類別、 海域別又は期間別の数量に関する事項 第一種特定海洋生物資

本計画に基づき、数量を変更することがある。 ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基 八年及び平成二十九年の数量について、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。 本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十

山

口

県

海域別及び期間別の数量は、 定めない。

られる漁業については、明示しないこととする。 響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認め また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、 影

まあじ	<u>ا</u>	
小型まき網漁業	抄	Ř
漁漁	拍	Ħ
	0	)
	看	Ĺ
	类	Ą
若干	平成二十八年	数
若干	平成二十九年	量

四			
第一種	"	"	"
種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関す	定置漁業」という。)		敷網漁業
すべき施策に関す	若干	若干	若干

第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

まあじ

ため、当該漁業者間の話合いを進める。 中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進する

させることなく、 資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、 また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、 漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。 現状の漁獲努力量を増加

まいわし

させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。 資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、 力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。 また、小型まき網漁業、敷網漁業、 中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努 すくい網漁業及び大型定置漁業については、 現状の漁獲努力量を増加

まさば及びごまさば

させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。 力量を増加させることなく、 資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加 中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、 また、小型まき網漁業、 敷網漁業、 漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。 すくい網漁業及び大型定置漁業については、 現状の漁獲努

するめいか

るように努める。 大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しなが 現状の漁獲努力量を増加させることなく、 漁獲実績が前年の漁獲実績程度とな

五. る事項 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関す

る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。 一十八年及び平成二十九年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成

若干 若干

若干

報

. ,							
;	Λz	まこ		3 7	5		区
į		まこがれ		Ü			分
	る。) 名等三種消費に関			なれた。近れた	0		採
	か て ョ	を が 氏 で E び		糸沙	元 罔 魚		捕
	一	お網		7	美		の
	看	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二					種
,		に た に た に た に た に た に た に た に た た に た					類
	月 下 漢		     	 質 ゴ	演	 質 ゴ	海
!	漢	推	P A	4	P A	与 筆	域
	十日まで	十日日まで5日本	月三十日まれ 一日から同.	月三十日まれ	月三十一日と	月十平 三六成十日二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	期
	ロまで ロから同年二月 成二十九年一月	ロまで ロから同年二月 成二十八年一月	ま で 年 九 一 月	ま同八 で年九 一月	日 ま 同 年 七 月	7三十一日まで - 六日から同年七 - 成二十八年六月	間
			1 = 1,	1 11,	六、	六、	量(生
	一、六八五	一、六八五	四 五 五	四 五 五	六、七八七	七八七	(隻日)
- 1							

六 物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、 第二種特定海洋生

次のとおりとする。 一十八年及び平成二十九年の量について、採捕の種類別、 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成 海域別又は期間別の量は、

山

口

一三、四五五	月三十日まで一日から同年十一	P j							
一三、四五五	月三十日まで一日から同年十一平成二十八年九月	誰					網漁業	į.	3 1
六、七八七	月三十一日まで十六日から同年七平成二十九年六月	予灘	・まながつお流さし	ながつい	·	・ た い	わ	<u> </u>	5
六、七八七	月三十一日まで十六日から同年七平成二十八年六月	安芸灘及							
量(隻日)	期間	海域	類	種	の	捕	採	分	区

いまこがれ 網漁業及びけた網漁業に限る。)小型機船底びき網漁業(えびこぎ 周防灘

十日まで一日から同年一 十日まで一年一日から同年一 月月 月月 六八五 六八五

瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導す 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知

七

るとともに、

事に報告されるような体制の整備を進める。

調査及び研究の充実強化を更に進める。 況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、 詳細かつ正確な資源状

# (五〇八) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

平成二十八年十二月二十七日

山口県知事 村 岡 嗣

政

- 開発区域に含まれる地域の名称 下松市望町四丁目
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 周南市新地一丁目六番一号 トヨタカローラ山口株式会社



## 山口県公安委員会規程第七号

次のように定める。 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を 平成二十八年十二月二十七日発行平成二十八年十二月二十七日印刷

発発 行行 人所

山山

口口 県 。

<sup>宗</sup> 知<sup>県</sup>

事庁

県

平成二十八年十二月二十七日

Ш  $\Box$ 

県

公

安 委 員 会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程 (平成元年山口県公安委

5 温」に改める。 め、同表第十条第三項・第五項の項中「第10条第3項・第5項」を「第15条第3項・第 員会規程第一号)の一部を次のように改正する。 別表第一の四十二の表第九条第二項の項中「瓣 9 ※瓣 2 遍」を「瓣14※瓣 2 通」に改

この規程は、平成二十九年一月三日から施行する。

則の一部を改正する規則) 正 平成二十七年十二月二十二日山口県規則第六十五号(山口県使用料手数料条例施行規

二	ページ
下	段
表中	箇所
他の法律により準用する場合	誤
合の法律の規定により準用する場	正

Щ

平成二十八年七月十九日山口県告示第二百三十六号(保安林予定森林)

1	ページ
上	段
左 か 四ら	行
七九七から七九九まで	誤
る。)、七九八、七九九	正